

令和 9 年度事業における地域公共交通計画認定申請書
地域間幹線系統確保維持事業

● 申請書一式

※時点修正資料

- ① 様式第 1-1 地域公共交通計画認定申請書
- ② 要綱第 17 条第 1 項に規定する事項の記載箇所(頁)を示した書類及び該当部分の抜粋
- ※③ 地域公共交通計画及び別紙
- ※④ 表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要、運送予定者及び確保維持に要する国庫補助額
- ※⑤ 表 2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ⑥ 地域間幹線系統路線図
- ⑦ 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

三 地 活 協 第 5 号

令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 三田市地域公共交通活性化協議会

住 所 兵庫県三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号

代表者氏名 会 長 北 川 博 巳

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:三田市

計画名称:三田市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第7条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P67 「①位置付け・役割」
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P68 「②地域公共交通確保維持事業の必要性」
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P69 「③補助系統に関わる事業及び実施主体」
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	・利用者数：P131回収支率：P131回自治体負担額：P131

② 地域公共交通確保維持事業の必要性

上記で整理した位置付け等を踏まえ、対象地域における「国・県・市が支援しているバス路線」の必要性について整理しています。

表 III-14 地域公共交通確保維持事業の必要性

系統名	対象バス路線	地域公共交通確保維持事業の必要性
国が支援する路線 (幹線系統) ピンク系統	みなぎ台線	幹線交通として、三田市と市外間を連絡し、買物、通院、通学など多様な目的での移動を担いながら、他モードや支線交通等と連携し、公共交通ネットワークを構築する上で重要です。 一方で、自治体、事業者の運営努力だけでは、路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業等により運行を確保・維持する必要があります。
県・市が協調して支援する路線 黄色系統	社線 渡瀬線 大沢・岡場線 三木線	
国が支援する路線 (フィーダー系統) 水色系統	乙原・母子線 小柿線	支線交通として、市内の各地域と交通拠点や生活必需施設等を連絡するなど、地域の移動手段を担っています。また、幹線交通への接続により広域への移動も可能となるなど、幹線交通を補完する上でも重要な路線です。 一方で、自治体、事業者の運営努力だけでは、路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業等により運行を確保・維持する必要があります。
市が支援する路線 緑色系統	乙原・母子線 波豆川線 幡尻線 小柿線 広野線 香下線	

③ 補助系統に関わる事業及び実施主体

補助系統を含む地域公共交通の事業及び実施主体の概要について整理しています。

【実施主体】神姫バス

【事業許可区分】いずれも4条一般乗合

【運行態様】路線定期運行

表 III-15 補助系統に関わる事業（神姫バス）（1/2）

系統 番号	路線名	運行経路			交通軸 の種別	補助事業 の活用
		起点	主な経由地	終点		
15	三木線	三田駅	淡河	三木営業所	幹線交通	県・市補助
		三田駅	深谷	淡河	幹線交通	県・市補助
115		三田駅	淡河・三木営業所	北播磨総合医療センター	幹線交通	県・市補助
10	社線	三田駅	上厚利	社町駅	幹線交通	県・市補助
		三田駅	上厚利	やしろショッピングパーク Bio 前	幹線交通	県・市補助
1	フラワータウン線	三田駅	狭間が丘	富士が丘 6 丁目	支線交通	なし
2		三田駅	武庫が丘	富士が丘 6 丁目	支線交通	なし
3		三田駅	狭間が丘・ 富士が丘 6 丁目	新三田駅	支線交通	なし
急行 70	三田・関学線	三田駅		関西学院大学	幹線交通	なし
急行 73		三田駅	池尻	関西学院大学	幹線交通	なし
41	ウッディタウン線	新三田駅	すずかけ台	ゆりのき台中学校前 テクノパーク	幹線交通	なし
42		新三田駅	あかしあ台	ゆりのき台中学校前	支線交通	なし
43		新三田駅	けやき台	ゆりのき台 4 丁目	支線交通	なし
急行 43		新三田駅	けやき台	ゆりのき台 4 丁目	支線交通	なし
44		新三田駅	ウッディタウン中央駅	ゆりのき台公園前	支線交通	なし
通過 44		新三田駅		ゆりのき台公園前	支線交通	なし
45		新三田駅	けやき台	ゆりのき台 4 丁目・ 学園 7 丁目	支線交通	なし
快速 46		新三田駅	南ウッディタウン駅	学園 7 丁目・関西学院大学	幹線交通	なし
48		新三田駅	あかしあ台	ゆりのき台中学校前 学園 7 丁目	支線交通	なし
143		新三田駅	ゆりのき台公園前	三田営業所	支線交通	なし
145		新三田駅	けやき台・ゆりのき台	学園 7 丁目	支線交通	なし
KG Link	カルチャータウン線	新三田駅		関西学院大学	幹線交通	なし
8	馬渡線	三田駅	馬渡	みなぎ台	幹線交通	なし
9		三田駅	市野瀬	渡瀬	幹線交通	なし
準急 11		新三田駅	吉川総合公園	渡瀬	幹線交通	県・市補助
47	テクノパーク線	新三田駅		テクノパーク	幹線交通	なし
急行 47		新三田駅		テクノパーク	幹線交通	なし
6	市内循環線	新三田駅	三田市民病院・ 三田幼稚園前	三田駅	支線交通	なし
13	大沢・岡場線	三田駅	イオンモール神戸北・ 大沢	岡場駅前	幹線交通	県・市補助
16	鹿の子台線	三田駅	鹿の子台北町 6 丁目	鹿の子台南町 6 丁目・ 北神星和台	幹線交通	なし
17		三田駅	鹿の子台郵便局前	鹿の子台物流センター前	幹線交通	なし
66		三田駅	北神星和台・ 京地 1 丁目	岡場駅前	幹線交通	なし

表 III-16 補助系統に関わる事業（神姫バス）（2/2）

系統 番号	路線名	運行経路			交通軸 の種別	補助事業 の活用
		起点	主な経由地	終点		
62	新三田・道場線	新三田駅	イオンモール神戸北	神鉄道場駅	幹線交通	なし
63	上津台線	関西学院大学・ゆりのき台 4 丁目		神戸三田プレミアムアウトレット	幹線交通	なし
64		三田駅		上津公園前	幹線交通	なし
急行 64		三田駅		上津公園前	幹線交通	なし
67		三田駅		神戸三田プレミアムアウトレット	幹線交通	なし
急行 67		三田駅		神戸三田プレミアムアウトレット	幹線交通	なし
19	みなぎ台線	三田駅	市立図書館前	みなぎ台	幹線交通	国補助 (幹線)
32	広野線	三田駅・新三田駅・ 広野小学校前		上青野	支線交通	市補助
33	幡尻線	三田駅	福島	幡尻西	支線交通	市補助
36	藍本線	三田駅		藍本駅	支線交通	なし
20	有馬富士・病院線	三田駅北口	有馬富士公園前	新三田駅・三田市民病院	支線交通	なし
21	小柿線	三田市民病院	福祉保健センター・ 三田駅北口	小柿	支線交通	国補助 (フィーダー)
		三田駅北口	高平小学校前	小柿	支線交通	国補助 (フィーダー)
		市役所前	三田駅北口	小柿	支線交通	国補助 (フィーダー)
		三田駅北口	木器	高平小学校前	支線交通	市補助
		三田駅北口	中央病院前	成谷口	支線交通	なし
		高平小学校前		小柿	地域内交通	なし
22	波豆川線	市役所前・三田駅北口・ 高平小学校前		波豆川	支線交通	市補助
23		市役所前・三田駅北口		波豆川	支線交通	市補助
24	乙原・母子線	三田市民病院	三田駅北口	乙原バレイ	支線交通	国補助 (フィーダー)
		三田駅北口	志手原	乙原バレイ	支線交通	国補助 (フィーダー)
		市役所前	三田駅北口	乙原バレイ	支線交通	国補助 (フィーダー)
		乙原バレイ	永沢寺	母子	地域内交通	市補助
		三田駅北口	乙原バレイ	母子	支線交通	なし
25	香下線	三田駅北口	成谷口	関西学院千刈キャンプ前	支線交通	市補助
51	相野・つつじ線	相野駅	つつじが丘北口	大川瀬大滝	支線交通	なし
55		北摂三田高校前・ 新三田駅	相野駅	つつじが丘北口	支線交通	なし

【実施主体】 ウイング神姫

【事業許可区分】 いずれも 4 条一般乗合

【運行態様】 路線定期運行

表 III-17 補助系統に関わる事業（ウイング神姫）

系統 番号	運行経路			交通軸の種別	補助事業の活用
	起点	主な経由地	終点		
8	篠山口駅	国道古市	藍本駅	幹線交通	なし
30	相野駅	藍小学校・釜屋	兵庫陶芸美術館	幹線交通	なし
直 30	相野駅		兵庫陶芸美術館	幹線交通	なし
31	相野駅	藍小学校・こんだ薬師温泉	清水・清水寺	幹線交通	なし
32	相野駅	藍小学校・兵庫陶芸美術館・間新田	清水・清水寺	幹線交通	なし
33	相野駅	藍小学校・美山台・間新田	清水	幹線交通	なし
34	相野駅	兵庫陶芸美術館	こんだ薬師温泉	幹線交通	なし

3. 三田市地域公共交通計画における評価指標

本計画の達成状況を測り、客観的・定量的に評価するため、次のとおり成果指標を設定します。

表 V-2 本計画の評価指標・目標値一覧

評価指標		現状値 2022 (R4)	目標値 2028 (R10)	出典	算出方法
進捗管理指標	地域特性に応じた地域内交通の導入箇所数	2 箇所	6 箇所	三田市 所管データ	■ 地域特性に応じた地域内交通の導入 箇所数
	サイン見直し箇所数	0 箇所	2 箇所 以上	三田市、事 業者所管デ ータ	■ 鉄道駅や主要バス停のうち、案内サイ ンの記載内容の見直しや配置状況の 適正化等の改善を行った箇所数
	担い手確保に向けた年間取組数	0 取組/年	3 取組/年	三田市 所管データ	■ 担い手確保・育成のため交通事業者と 行政が連携して実施した年間取組数 ※新たな取組だけでなく、継続的な取組も含 めて取組数とする。
成果指標	公共交通の1日あたり利用者数	43,500 人/日	43,500 人/日	三田市 統計書	■ 鉄道、バス、タクシー、地域特性に応じ た地域内交通の1日あたり利用者数の 合算値 ※本市では人口減少により、移動する人数が 減少することを見込んでいる。それに伴い公 共交通の利用者数も減少することが想定さ れるため、現状値と目標値は同じだが、実 質利用者数増の目標値としている。
	移動における自動車分担率	54 % (参考値)	△0.5 %	三田市 所管データ	■ 移動における自動車分担率。R6 年度 現状値を把握し、目標数値を現状値 △0.5%とする ※現状値で示している数値は、2021（令 和 3）年度近畿圏パーソナルトリップ調査よ り算出した値を参考値として示している。 ※公共交通の利用者数を増やすため、自動 車からの転換を図ることを目的とした指標と している。

【補助制度の連動化に必要な指標】

「国が支援する路線（幹線系統、フィーダー系統）」「県・市が協調して支援する路線」「市が支援する路線」から、収支率、自治体負担額を算出した値を基に指標値を設定しています。

表 V-3 補助制度の連動化に必要な指標

評価指標	現状値 2022 (R4)	目標値 2028 (R10)	出典	算出方法
収支率 (補助対象バス路線)	38%	38%	三田市 所管データ	■ 経常収益÷経常費用
自治体負担額 (補助対象バス路線)	89 百万円	89 百万円	三田市 所管データ	■ 乗合バス路線運行対策事業補助金

令和 8 年 6 月 日

（名称）三田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
三田市では、人口減少や自家用車の普及に伴うバス利用者の減少や運転手不足により、減便等のサービスの低下や行政負担の増加等、運行に様々な問題が発生している。 また、直近 3 年における路線バス事業者の収支状況は、経常収益は増加しているものの経常収益が減少しており、経営環境は依然として厳しい状況である。 市と市外間を連絡する幹線交通は買い物・通学・通勤など多様な目的での移動を担いながら支線交通等と連携するものであり、交通ネットワークにおいて重要な路線である。 このため、幹線系統であるみなぎ台線については、地域公共交通確保維持事業を活用し、運行に係る経費を引き続き支援することにより、当該路線を存続していくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
運行を継続し、利用者の利便性を確保・維持する。 地域公共交通確保維持事業の目標値は収支率 55%とする。 * 収支率＝経常収益÷経常費用 （参考）令和 7 年度事業収支率 58.6%
（２）事業の効果
幹線系統路線を維持することにより、周辺市町とネットワークする幹線・支線が連携することで、効率的な運行体系が実現でき、人とモノがつながる好循環により、まちの持続的な賑わいの創出につながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
[三田市] ・高齢者運賃助成事業の実施。 （70 歳以上の市民を対象としたバス、鉄道利用時の割引制度。） ・地域住民との勉強会による利用促進。 ・自家用有償旅客運送事業の実施 [神姫バス株式会社] ・通勤通学利用などの移動需要等に即したダイヤ設定の見直し [三田市・神姫バス株式会社] ・沿線の学校へのモビリティマネジメント。 [三田市・三田市地域公共交通活性化協議会] ・交通ネットワーク（骨格）の維持・確保 （三田市地域公共交通計画 P119 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表 2 を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
バス事業者が保有する対象系統の経常収益及び経常費用のデータにより評価を実施。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（令和 9 年度）」に記載
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
※該当なし
（2）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和5年3月25日	三田市地域公共交通計画について承認
・ 令和6年6月26日	三田市地域地域間幹線系統確保維持計画案を承認
・ 令和7年3月25日	三田市地域地域間幹線系統確保維持計画の変更 ※軽微な変更のため協議会の開催を省略
・ 令和7年5月21日	三田市地域地域間幹線系統確保維持計画の変更を報告
・ 令和7年6月26日	三田市地域地域間幹線系統確保維持計画案を承認
・ 令和8年5月22日	三田市地域地域間幹線系統確保維持計画の変更を報告
19. 利用者等の意見の反映状況	
三田市地域公共交通計画の策定において、市民委員の参画・パブリックコメントの実施により利用者の意見反映に努めた。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

(所 属) 三田市都市整備部交通政策課

(氏 名) 池本 和生

(電 話) 079-559-5058

(e-mail) kotsu@city.sanda.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

1. 基本方針別施策・事業

目標 1 生活基盤を維持するための公共交通ネットワークの形成

(1) 施策1-1 交通拠点の機能強化

重点事業	事業	概要	実施主体
☆	1-1-1 交通拠点（広域交通及び地域交通）の機能強化	● 三田駅の歩行者空間の整備や相野駅や広野駅の区画整理事業等の推進により交通結節機能の強化を検討し、スムーズな移動の確保による利便性向上を図ります。	◎ 行政 ◎ 土地区画整理組合 ◎ 市街地再開発組合 ○ 交通事業者

【実施主体】

◎：常にメインとなって事業を推進 ○：適宜メインとともに事業を推進 △：事業の推進を補佐

(2) 施策1-2 公共交通ネットワークの維持・確保

重点事業	事業	概要	実施主体
☆	1-2-1 交通ネットワーク（骨格）の維持・確保	● 地域の輸送資源の総動員や運行にかかる支援等あらゆる手段を活用しながら、地域特性や実情などの移動需要に対応した最適な交通ネットワーク（骨格）を維持・確保します。	◎ 行政 ◎ 交通事業者
☆	1-2-2 大きな需要を支える幹線・支線の再編	● テクノパーク企業協議会や交通事業者と連携し、テクノパーク周辺の交通混雑の解消や通勤の足の確保を図ります。テクノパーク方面へは、新三田駅からのバス路線（幹線）を維持しつつ、国道 176 号と舞鶴若狭自動車道三田西 IC を結ぶ県道三田西インター線のバイパス工事の開通後の交通量の変化も踏まえながら、ウディータウン中央駅から大規模需要を支えるための新たな支線交通を検討します。	◎ 行政 ◎ 交通事業者 ○ 進出企業
☆☆	1-2-3 小さな需要を支える支線・地域内交通の再編	● 公共交通ネットワークの将来像の地域内交通における「地域の需要に応じてラストワンマイルとフィーダーをそれぞれを検討する地域」については、路線バスの補完や、交通拠点までの移動を支える交通手段として、支線・地域内交通の確保・維持に向けた検討が不可欠な地域です。 ● そこで、移動需要（目的、施設等）に対応するために、「小さな需要を支える支線の見直し（乗り換え回数の削減、運行ルートの見直し、運行主体や車両の見直し）」や、「地域特性に応じた地域内交通」について多様な主体と検討します。 ● また、新たな地域内交通の導入に向け、「指針（準拠すべきよりどころ又は準拠すべき基本的な方向、方法を示したもの）」を 2024（令和 6）年度に作成します。	◎ バス・タクシー事業者 ◎ 市民 ◎ 行政 ○ 事業者

【実施主体】

◎：常にメインとなって事業を推進 ○：適宜メインとともに事業を推進 △：事業の推進を補佐

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和9年度

令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (三田市)	神姫バス株式会社	(1) 三田駅～市立図書館 前～みなぎ台(16)	3,326.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
		合 計		

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	神姫バス株式会社	令和9年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業						R7
	営業収益	10,827,028千円	営業外収益	75,596千円	経常収益(イ)	10,902,624千円	
	営業費用	11,707,862千円	営業外費用	11,818千円	経常費用(ロ)	11,719,680千円	
	営業損益	△ 880,834千円	営業外損益	63,778千円	経常損益	△ 817,056千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	22,920,097.0 km					経常収支率	93.02 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						R6
	営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ')	10,132,189千円	
	営業費用	11,328,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ')	11,349,486千円	
	営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	23,327,301.0 km					経常収支率	89.27 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						R5
	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ'')	9,276,469千円	
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ'')	10,708,300千円	
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	23,543,645.0 km					経常収支率	86.62 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	454円.82銭	486円.53銭	511円.32銭
京阪神	454円.82銭	486円.53銭	511円.32銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	484円.22銭	446円.82銭	446円.82銭	37円.40銭	475円.67銭
京阪神	484円.22銭	589円.52銭	484円.22銭		475円.67銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の 当年度	3 / 3	
		基準期間の 前年度	2 / 3	28.61%
		基準期間の 前々年度	1 / 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率		補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	
				起点	主な経由地	終点					チ	オ		オ÷チ=ク	リ		ヌ	ル	ル÷チ				
																				①=カッコ内			②
(16)			三田駅～市立図書館前～みなぎ台	三田駅	市立図書館前	みなぎ台	365日	1,997.0回 (5.4回)	6.9	37.2人	往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km		(平均)		往7.9km 復7.9km	(平均) 7.9km		(平均)		(平均)	%	% 47.682
	三木市										往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km						往7.2km 復7.2km	(平均) 7.2km		(平均)		% 47.682
計			1系統								往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km		(平均)		往7.9km 復7.9km	(平均) 7.9km		(平均)		(平均)		%
16			三田駅～市立図書館前～みなぎ台	三田駅	市立図書館前	みなぎ台	365日	1,997.0回 (5.4回)	6.9	37.2人	往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km		(平均)		往7.2km 復7.2km	(平均) 7.2km		(平均)		(平均)	%	% 52.317
	三田市										往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km						往7.9km 復7.9km	(平均) 7.9km		(平均)		% 52.317
計			1系統								往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km		(平均)		往7.2km 復7.2km	(平均) 7.2km		(平均)		(平均)		%
合計			2系統								往30.2km 復30.2km	(平均) 30.2km		(平均)		往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km		(平均)		(平均)		%

神姫バス株式会社																				
補助 ブ ッ ク 名	申 請 番 号	特 別 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率 (「チー(リ+ヌ)+ チ=ワ」)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額: 力	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額: ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合 基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による 増収分 f×コ÷(1+コ)× フ=g	経常収益控除額 ケとのいずれか少 ない額 h	補助金交付要綱 別表2(注)4.の 適用後のキロ当 たり経常収益 ノーh=ノ'	3ヵ年平均 (d+e+f)/3=ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
										経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ'=i		
(16)			47.682%	60,309.4km	26,947,446円	235円.98銭	44円.45銭	37円.40銭	235円.98銭	273円.38銭	19,856,165円	80,241.4 km	247円.45銭	20,112,553円	73,688.0 km	272円.94銭	20,229,273円	67,481.9 km	299円.77銭	14,231,812円
合計				3,172,591.2km	26,947,446円						19,856,165円	80,241.4km		20,112,553円	73,688.0km		20,229,273円	67,481.9 km		14,231,812円
	16		52.317%	60,309.4km	29,203,017円	273円.38銭	44円.45銭		273円.38銭	273円.38銭	19,856,165円	80,241.4 km	247円.45銭	20,112,553円	73,688.0 km	272円.94銭	20,229,273円	67,481.9 km	299円.77銭	16,487,383円
合計				60,309.4km	29,203,017円						19,856,165円	80,241.4 km		20,112,553円	73,688.0 km		20,229,273円	67,481.9 km		16,487,383円

神姫バス株式会社																					
補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るもの	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合								
			カーヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ラ＝ツ	ソ×ラ'＝ツ'	ツ×みなし運行回 数÷①計画運行回 数＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ムー＝ウ	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
													負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
	(16)		12,715,634円	12,126,350円	12,126,350円	5,782,086円	5,782,086円		5,782 千円	2,891.0千円	14,971,205円	12,080,205円									
	三木市					5,782,086円			5,782 千円	2,891.0千円	7,138,569円	4,247,569円						4,247,569円	100.0%		
計			12,715,634円	12,126,350円	12,126,350円	5,782,086円	5,782,086円		5,782 千円	2,891.0千円	7,138,569円	4,247,569円						4,247,569円	100.0%		
	16		12,715,634円	13,141,357円	12,715,634円	6,652,438円	6,652,438円		6,652 千円	3,326.0千円	12,715,634円	9,389,634円									
	三田市					6,652,438円			6,652 千円	3,326.0千円	6,652,438円	3,326,438円						3,326,438円	100.0%		
計			12,715,634円	13,141,357円	12,715,634円	6,652,438円	6,652,438円		6,652 千円	3,326.0千円	6,652,438円	3,326,438円						3,326,438円	100.0%		
合計			25,431,268円	25,267,707円	24,841,984円	12,434,524円	12,434,524円		12,434 千円	6,217千円	13,791,007円	7,574,007円						7,574,007円	100.0%		

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当日計画運行回数又は平日1日当日計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ク))に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画経」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
- (記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
- ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
- ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

○地域間幹線系統路線図

運行事業者：神姫バス株式会社

三田駅～市立図書館前～みなぎ台線(17)



地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容(令和9年度)

申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	生産性向上の取組に係る取組内容と定量的な効果目標	実施主体と実施時期
16	三田駅～市立図書館前～みなぎ台	三田駅	市立図書館前	みなぎ台	①沿線の通勤・通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布 ⑤三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 ⑥三田市内の地域内フィーダー交通との連携による需要創出の継続 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④三木市 ⑤三木市・神姫バス株式会社 ⑥三田市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施